

## 北海道運輸局の施策実施状況、及び施策

今後取り組むべき課題	施策	施策実施状況	施策（25年度）	
1 ・ 安全 マネ ジメン ト	(1)評価対象の中小規模事業者への拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。</li> <li>【国土交通省】</li> <li>全ての貸切バス事業者及び貸切バス委託型管理の受委託の許可を受けている乗合バス事業者に安全管理規定の設定・届出・安全統括管理者の選任・届出義務付け対象を拡大。（平成25年10月1日施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全マネジメント評価</li> <li>平成23年度 19社実施</li> <li>平成24年度 16社実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。</li> <li>貸切バスの対象事業者拡大に伴い効率性・実効性のある評価を実施するため、事業規模や業務形態に応じたマニュアル（パターン化）や「安全管理確認シート」を活用した実施方法の検討を行う。</li> <li>貸切バスの対象事業者拡大に伴い、対象者に対して、制度の説明を行う。</li> </ul>
	(2)NASVAの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国土交通省、自動車事故対策機構(NASVA)】</li> <li>安全マネジメント評価に当たって、NASVA活用。</li> <li>【国土交通省】</li> <li>第三者機関による安全マネジメント評価の実施</li> <li>第三者機関（安全マネジメントについての知識経験を有する職員が相当数いる等の要件に該当する者）も安全マネジメント評価をすることができることとし、その場合には、国が行った評価と同等に扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習等で、第三者機関による安全マネジメント評価の実施について説明を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習等で、第三者機関による安全マネジメント評価の実施について継続して説明を行うとともに、第三者機関が実施する安全マネジメント評価事業の利用促進策の検討を行う。</li> </ul>
	(6)下請事業者と一体となった安全管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全マネジメント2回目評価実施にあたり、下請け事業者に対する輸送の安全に係る取組み状況等を引き続き評価方針に加え、適正な評価・助言の継続的实施を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者の有無（2回目評価事業者数）</li> <li>平成23年度 4社</li> <li>平成24年度 1社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全マネジメント2回目評価実施にあたり、下請け事業者に対する輸送の安全に係る取組み状況等を引き続き評価方針に加え、適正な評価・助言の継続的实施を図る。</li> </ul>
	(7)安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者の有無（監査延長事業者数）</li> <li>平成23年度 対象事業者なし</li> <li>平成24年度 対象事業者なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。</li> </ul>
2 ・ 運行 管理者 2 ・ 運行 管理者 制度	(2)指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習の際に、制度の内容についての周知状況。</li> <li>監査時における当該事項に係る記録・保存状況についての確認、指導状況。</li> <li>（24年度：運行管理者一般講習において周知を図った。実施結果 一般講習（管内）46回実施 受講者数 5,941名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。</li> </ul>
	(5)運行管理者の補助者の権限等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容についての周知。</li> <li>監査時における当該事項に係る実施状況の確認、適正な取扱いの指導。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。</li> </ul>
	(6)点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール検知器の使用が、平成23年5月1日から義務化されたことから、運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の周知及び適正な使用について徹底を図る。</li> <li>【国土交通省】</li> <li>アルコール検査の向上策として、遠隔地において、同一営業所の他の営業所に備えられたアルコール検知器（一定の性能要件に限定）を使用する方法を認めるなどの制度改正を検討。（平成25年12月中施行予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール検知器の使用の平成23年5月1日からの義務化について、運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコール検知器の適正な使用を図るため、従来の「対面」と「遠隔地での携帯型使用」で行われているアルコール検査に加え「他の営業所等に備えられたアルコール検知器を使用する制度改正の周知及び適正な運用について徹底を図る。</li> </ul>

今後取り組むべき課題		施策	施策実施状況	施策（25年度）
	(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化	【国土交通省】 ・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通省による型式指定を受けたデジタル式運行記録計やドライブレコーダーを導入しようとしている事業者に対して、係る経費の三分の一もしくは二分の一の補助金を設け、導入の促進を図る	・補助金申請の実績 14者（トラック 4者 バス 4者 タクシー6者）	・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通省による型式指定を受けたデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の導入を支援する補助制度の周知を行う。
	(10)IT点呼に係る要件の拡大	【国土交通省】 実証実験の結果等を踏まえ、IT点呼に関し、以下の項目について要件の拡大を実施した。 ・営業所に加え、車庫におけるIT点呼の実施を認める。 ・設置型端末に加え、携帯型端末の使用を認める。 ・実施時間を連続する8時間（原則深夜・早朝）から連続する16時間に拡大。（営業所と当該営業所の車庫間については制限無し。） （平成23年4月1日施行）	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を継続して行う。
実3 ・事故情報の活用充	(1)業界全体での事故情報の共有	・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、メールマガジン「事業用自動車安全通信」に関する情報発信を継続的に行う。	・運行管理者の各種講習等の機会において、メールマガジン「事業用自動車安全通信」の利用促進、及び事故防止のための事故情報の発信を行った。 ・バスやトラックなどの事業者が把握している冬期の道路要注意箇所に係る情報を取りまとめ、事業者にフィードバックし、情報の共有化を図った。 ・事故防止通達（行楽シーズン、冬期、観光客に対する事故防止など）を発出し事故防止の注意喚起を行った。	・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、メールマガジン「事業用自動車安全通信」に関する情報発信等を継続的に行う。 ・運送事業者等が把握している冬期の道路要注意箇所にかかる情報の共有化を図る。 ・事故防止通達を発出し注意喚起を図る。
	(2)事故速報の報告範囲及び報告時期の見直し	・平成21年の関係省令、関係通達の改正に伴う、事故速報等の報告範囲の拡大、事故速報の報告時期の迅速化について指導を行う。	・運行管理者の各種講習等において、事故速報等の報告範囲の拡大、事故速報の報告時期などについて指導を行った。 また、運輸局のホームページに設けている事故報告書の様式をエクセルファイルに切り替え、入力しやすいように対応した。	・運行管理者の各種講習等において、事故速報等の報告範囲の拡大、事故速報の報告時期などについて継続して指導を行う。
4 ・運転者対策の充実・強化	(1)運転者の健康管理に係る指針の作成	・国土交通省が作成しホームページで公表している「事業用自動車の運転者に係る健康管理マニュアル」について、運行管理者の各種講習等で周知、及び利用の促進を図る。	・運行管理者の各種講習等において、「健康管理マニュアル」の周知、及び利用促進を図った。	・運行管理者の各種講習等において、継続して「健康管理マニュアル」の周知、及び利用促進を図り健康起因による事故防止に努める。
	(2)事故歴等の把握	・該当事項に関する監査時における確認の継続と違反事業者に対する適正な行政処分を運用することにより、制度の向上を図る。	・監査の実施時に際して、事故歴等の確認を適確に実施の上、違反事業者に対し行政処分基準に基づき処分を実施。	・該当事項に関する監査時における確認の継続と違反事業者に対する適正な行政処分を運用することにより、制度の向上を図る。 ・指導監督における重要事項であり、今後も継続して取り組む
	・運転者の過労運転防止		・「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の取組みの1項目である過労運転防止のための交替運転者の配置基準が平成25年8月から適用されたことから、施行前に事業者等への説明会を行い制度の周知徹底を図った。 ・長距離の高速乗合バスに対し過労運転防止のための点検を実施した。	・事業者への法令遵守、及び過労運転防止等について継続して指導を行う。

今後取り組むべき課題		施策	施策実施状況	施策（25年度）
5. 荷主等の発注者への対策		【国土交通省】 ・貨物自動車運送事業者が惹起した重大事故及び法令違反に関して発注者の関与が認められた場合には、当該発注者の名称等を公表する。（平成23年4月1日施行）	・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行った。	・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行う。
6 ・事後チェック機能の充実・強化	(2) 効率的な監査の実施	・通達に基づく、適正な監査の運用について継続的な実施を推進する。	・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な検査を実施。 ・関越道でのツアーバスの事故を受けて、貸切バス事業者に対する特別重点監査を実施。（平成24年5月以降 貸切バスに対して45者実施。） ・監査等の件数（平成24年度）1431件（乗合 67件 貸切 178件 乗用457件 貨物729件） ・行政処分等の実績（平成24年度）194件（乗合 7件 貸切 46件 乗用 40件 貨物 101件）	・通達に基づく、適正な監査の運用について継続的な実施を推進する。 ・監査の実施に際し、各種情報を基に優先度の高い案件から監査を実施する。
	(4) 監査における関係省庁間の連携	・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査方針検討等の関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。	・北海道労働局との合同監督監査の会議を実施（平成23年6月・平成24年6月）	・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査方針検討等の関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。
	(5) 行政処分対象の拡大	・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。	・改正された行政処分基準等については、公示へ追記。また、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。	・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。 ・酒気帯び運転等の増加傾向があり、特に点呼における実施事項について厳正に対処する。
	(6) 処分基準の強化	・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。	・あらゆる機会を捉えて周知徹底を実施。 ・優先的に監査を実施し厳格な行政処分を実施 ・対象事案発生時において、優先的かつ迅速な監査を実施するとともに、厳格な行政処分を実施。	・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。 ・改正された行政処分基準等については、公示へ追記。また、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知する。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。
	(7) 処分逃れの防止	・改正内容に基づき行政処分等を実施。	・改正された行政処分基準等については、公示へ追記。また、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・対象事案であるか否かについて、適時適切な判断を行える体制の整備並びに情報の収集及び共有に係る手法を継続的に実施。	・改正内容に基づき行政処分等を実施。 ・行政処分の根幹を揺るがすものであり、厳正に対処する。
	(8) 貨物事業許可基準（5両）未満の車両数の事業者に対して、優先的、集中的に監査を実施。	【国土交通省】 ・従来、保有台数が5両未満の貨物自動車運送事業者には、運行管理者の選任が義務付けられていなかったが、原則として運行管理者の選任を義務付ける。（平成25年5月1日施行）	・義務付け対象事業者に対し規則改正、及び平成26年4月30日までの運行管理者選任義務付けであることの周知を行った。	・継続して規則等の周知徹底を図り、法令遵守の指導を行う。
	(9) 安全確保に関する業務について実績及び公表の方針をホームページで公表	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行った。	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。

今後取り組むべき課題	施策	施策実施状況	施策（25年度）
7 ・ 車両の 安全 対策	<p>(2)衝突被害軽減ブレーキの普及促進 (3)新たな予防安全技術の普及促進</p>	<p>・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度を広く啓発して装置の普及促進を図る。 ・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置（ふらつき警報装置）等の補助制度を広く啓発して装置の普及促進を図る。</p> <p>・（23年度：申請件数：51件（トラック・バス） 申請台数：51台 装置別①衝突被害軽減ブレーキ：68台 ②ふらつき注意喚起装置：22台 ③車線逸脱警報装置：12台 ④車線維持支援制御装置：0台 ⑤車両横滑り時制動力・駆動力制御装置：49台 ・（24年度：申請件数：66件（トラック・バス）申請台数：119台 装置別①衝突被害軽減ブレーキ：107台 ②ふらつき注意喚起装置：13台 ③車線逸脱警報装置：7台 ④車線維持支援制御装置：0台 ⑤車両横滑り時制動力・駆動力制御装置：80台 周知状況 国交省HP、各支局にチラシ配布、北ト協説明会実施</p>	<p>・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。 ・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置（ふらつき警報装置）等の補助制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。</p>
	<p>(4)スピードリミッターの不正改造の防止</p>	<p>・（一社）日本路線トラック連盟等からの通報車両に対し、当該事業者への事実確認及び事実である場合には、不正改造防止についての指導を継続して実施する。</p>	<p>・（一社）日本路線トラック連盟等からの通報車両に対し、当該事業者への事実確認及び事実である場合には、不正改造防止についての指導を継続して実施する。</p>
	<p>・バス乗務員異常時検知システム評価検討会</p>	<p>・バスに取り付けられた異常時検知システムから得られたデータが、健康起因事故や居眠り運転防止対策として有効なものか検証の取りまとめを行った。（平成24年11月）</p>	<p>・同システム導入にあたって、当局において対応ができるものがあれば措置していく。</p>
8 ・ 整備の 充実 ・ 強化	<p>(1)車輪脱落事故等の再発防止</p>	<p>・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。</p>	<p>・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。</p>

今後取り組むべき課題	施策	施策実施状況	施策（25年度）
8・整備の充実・強化	<p>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。</p>	<p>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図った。</p> <p>（23年度：自動車検査員研修、整備主任者研修（法令）及び整備管理者研修において周知実施結果</p> <p>① 自動車検査員研修(管内) 48回 5,546名</p> <p>② 整備主任者研修(管内) 57回 11,228名</p> <p>③ 整備管理者研修(管内) 選任前研修 29回 1,043名 選任後研修 29回 2,784名)</p> <p>（24年度：自動車検査員研修、整備主任者研修（法令）及び整備管理者研修において周知実施結果①自動車検査員研修(管内) 50回 5,548名②整備主任者研修(管内) 57回 11,199名③整備管理者研修(管内) 選任前研修 29回 1,068名選任後研修 30回 1,912名)</p>	<p>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。</p>
	<p>（2）整備管理の徹底</p> <p>・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。</p> <p>・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。</p>	<p>・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行った。</p> <p>・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討を行っている。</p>	<p>・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。</p> <p>・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。</p>
	<p>・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。</p>	<p>・指定整備工場監査、街頭検査を実施、実施件数及び整備命令件数を公表し、毎年度更新している。</p> <p>・指定整備工場監査実施結果（24年度）2130件</p> <p>・街頭検査（24年度）検査台数 8015台 不良車両台数 705台 整備命令台数 117台</p>	<p>・改正後の行政処分基準等に基づく適正な運用を継続する。</p>

今後取り組むべき課題	施策	施策実施状況	施策（25年度）
9. 利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備	・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。	・平成24年8月、全道179市町村や各教育委員会、経済団体、旅行業界など2550団体に対し、安全面や環境面に優れた事業者等の認定・認証制度について周知するとともに、優良事業者の積極的活用を呼びかけを行った。	・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。
(1) タクシー事業	・グリーン経営認証・優良個人タクシー事業者認定制度・北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。	・グリーン経営認証・優良個人タクシー事業者認定制度・北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進を図った。	・グリーン経営認証・優良個人タクシー事業者認定制度・北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。
(2) 貸切バス事業	・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。	・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（平成24年6月29日）のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図った。	・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。安全性評価を取得した事業者に限って、営業区域を「運輸支局」単位から「北海道全域」にできるように措置する。 ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（平成24年6月29日）のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図る。
(3) トラック事業	・グリーン経営認証・貨物自動車運送事業安全性評価事業（通称 Gマーク） ・安全・環境先導車事業の周知・利用の促進。	・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図った。	・グリーン経営認証・貨物自動車運送事業安全性評価事業（通称 Gマーク） ・安全・環境先導車事業の周知・利用の促進。 ・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図る。